

改訂後	改訂前
第37条（リボ払い） 1. リボ払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。 （略） ⑤この期間だけリボ： カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた会員が、当社が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、申出日から毎月の締切日までの全ての利用代金（2回払いは利用額の全額）の支払区分をリボ払いに変更する方法。その場合、手数料計算および毎月支払額等については、1回払いおよび2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボ払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の締切日にリボ払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに使用者資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。 （略） 4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボ払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当社所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボおよびこの期間だ	第37条（リボ払い） 1. リボ払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。 （略） なし （略） 4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボ払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当社所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。

けりボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。	
--	--